

領 収 書

ものまねキャラバン 代表 コロッケ 様

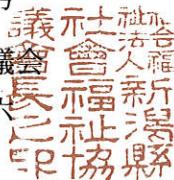
¥ 500,000 -

ただし、当法人が行う社会福祉事業のための寄付金

〔所得税法第78条該当
法人税法第37条該当〕

令和2年1月20日 上記有難く領収いたしました

新潟市中央区上所2丁目2番2号

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
会長 竹内 希六


- ※ 当法人は、社会福祉法人ですので、本寄付は所得税法第78条第2項第3号の寄付金控除又は法人税法第37条第4項該当の損金算入対象となり、当該領収書はその証拠資料となりますので保管して下さい。
- ※ 当法人は、社会福祉法人ですので、印紙税法により印紙は貼付いたしません。